

東京農工大学学位規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|--|---|---|
| <p>本則</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)、農学府の4年制博士課程、生物システム応用科学府の一貫制博士課程又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)を修了した者に授与する。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。<u>ただし、工学府共同サステナビリティ研究専攻にあっては、標準修業年限(学則81条の3の規定により計画的な履修を認められた者)にあっては認められた期間。以下同じ。)以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者であって学位の申請時点において当該退学の日から3年(出産及びそれに続く育児で教育を中断した場合は5年)を経過しない者に限る。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(在学者の学位論文の提出)</p> <p>第4条 在学者の学位論文は、当該学府長又は連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。ただし、学則第73条第2項に該当する者にあつては、学位論文に代えて、特定の課題についての研究の成果を提出するものとする。この場合において本規程中第8条(審査の付託)、第9条(修士の学位論文の審査委員)、第12条(学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認)、第13条(審査期間)、第14条(審査結果の報</p> | <p>本則</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)、農学府の4年制博士課程、生物システム応用科学府の一貫制博士課程又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)を修了した者に授与する。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程 <u>(工学府共同サステナビリティ研究専攻を除く。)</u>、4年制博士課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(在学者の学位論文の提出)</p> <p>第4条 在学者の学位論文は、当該学府長又は連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。ただし、学則第73条第2項に該当する者にあつては、学位論文に代えて、特定の課題についての研究の成果を提出するものとする。この場合において本規程中第8条(審査の付託)、第9条(修士の学位論文の審査委員)、第12条(学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認)、第13条(審査期間)、第14条(審査結果の報</p> | <p>・本項に定める論文博士の授与について、共同サステナビリティ研究専攻は除く旨を明記するための改正。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>告)、第 15 条(学府教授会等の議決)、第 16 条(認定結果の報告)及び第 20 条(学位論文の保存)の学位論文に係る事項については、同様の扱いとする。</p> <p>2 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。</p> <p>3 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。</p> <p>(退学者の学位論文の提出)</p> <p>第 6 条 本学大学院の博士後期課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限以上在学し、<u>学則第 71 条第 1 項の規定により教育</u>を受けた上退学した者が、退学したときから 3 年以内(<u>出産及びそれに続く育児で教育</u>を中断した場合は 5 年以内。ただし、3 年を超えたときは手数料を納付するものとする。)に学位を申請するときは、第 4 条の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p> | <p>告)、第 15 条(学府教授会等の議決)、第 16 条(認定結果の報告)及び第 20 条(学位論文の保存)の学位論文に係る事項については、同様の扱いとする。</p> <p>2 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。</p> <p>3 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。</p> <p>(退学者の学位論文の提出)</p> <p>第 6 条 本学大学院の博士後期課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限以上在学し、<u>所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導</u>を受けた上退学した者が、退学したときから 3 年以内(<u>出産又は出産に伴う育児により 学位論文執筆のための活動</u>を中断した場合は 5 年以内。ただし、3 年を超えたときは手数料を納付するものとする。)に学位を申請するときは、第 4 条の規定を準用する。</p> <p><u>2 本学大学院の 4 年制博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学したときから 1 年以内(出産又は出産に伴う育児により学位論文執筆のための活動を中断した場合は 3 年以内。ただし、1 年を超えたときは手数料を納付するものとする。)に学位を申請するときは、第 4 条の規定を準用する。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・単位取得後退学者であることを明記するための修正。 ・育児による中断の特例はパートナーの出産に伴う育児も対象であることを明記するための修正。 ・退学者に対し教育を中断との表現が不適切であるため文言の修正。 ・共同獣医学専攻が完成年度を迎えることから、当該専攻の退学者の学位論文提出に係る項を新設。 |
|--|---|---|

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日教規程第 14 号)
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。